

政令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（合理的土地利用建築物に該当することとなる建築物の敷地面積の要件の特例）

第一条の二 機構が平成二十四年三月三十一日までにその建設又は購入に必要な資金の貸付けの申込みを受けた建築物についての第四条の規定の適用については、同条第一号中「五百平方メートル」とあるのは、「三百平方メートル」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

最近における金融市場の状況に鑑み、住宅の建設又は購入に必要な資金の円滑な融通を図るため、平成二十四年三月三十一日までの間、独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる合理的土地利用建築物に該当することとなる建築物の敷地面積の要件を緩和する必要があるからである。